

平成25年度第5回 小高区地域協議会会議録

- 1 日 時：平成25年9月24日（火）
午後1時30分～午後3時15分
2 場 所：小高区役所 第3会議室（2階）

1 開 会（地域振興課長）

2 地域協議会成立要件の確認

地域振興課長

- ・ 当日の委員数：15人
- ・ 出席した委員：9人（欠席委員6人）

【出席委員名】

島尾 清助	山澤 征	一條 嘉明	安部 あきこ
末 芳治	齋藤 幸子	福崎 隆典	岡崎 絹江
後藤 素子			

以上のことから、相馬郡小高町、同郡鹿島町及び原町市の廃置分合に伴う地域自治区の設置等に関する協議書第10（2）の規定に基づき、委員の過半数が出席していることにより、本協議会が成立していることを確認した。

3 . 会長あいさつ

島尾会長（挨拶）

4 . 会議録署名人の指名

議長（島尾会長）

議事録署名人として、一條嘉明委員、安部あきこ委員を指名します。

（説明職員）	小高区役所長	村田 博
	小高区地域振興課長	安部 克己
	同 庶務係長	佐藤 浩一
	同 振興係主査	青田 吉彦（書記）
	小高区産業建設課長	阿部 正夫
	同 商工観光係長	上野 勝

5. 議 事

(1) 報告事項

第4回地域協議会会議録の確認について

- ・事前配布の会議録案について確認し、了承を得た。

小高区復興文化祭について

商工観光係長 (資料により説明)

福崎委員 小高区の住民が全国に避難している中で、文化祭の周知方法はどうするのか。文化祭の予算はどの程度の額か。

商工観光係長 復興文化祭のポスターを作成し、県内の全市町村に送付し公共施設等に掲示いただきます。また、開催日の10日前位に新聞折り込みを行い、10月中の市広報とあわせてチラシを送付します。予算については、中小企業基盤整備機構(中小機構)からの3,000万円の助成金と市予算137万円の合計、3,137万円が上限となります。

福崎委員 来年も継続して実施する考えがあるのか。

商工観光係長 中小機構の補助金が1イベント1回の縛りがあるため、次年度に同じ補助金は使えないが、小高区文化祭としては来年も継続していきたい。

末委員 駐車場の配置について、また、農協はどの程度関わっているのか。

商工観光係長 駐車場については、これまでの文化祭の駐車場に加えて、タナシン電機跡地を除草して活用する。農協については、農産物の出品はできないが、投げもち等の協力をいただくこととなっています。

後藤委員 作品展の作品募集はどのように行っているのか。

商工観光係長 小高区文化祭執行委員会の加入組織である、文化団体連絡協議会を通じて、各文化団体に出品を呼びかけました。

後藤委員 小中学校など、広く出品を呼びかけて欲しい。文化祭ポスターにある、県外避難者等の送迎バスについて、2日目の送迎はあるのか。

商工観光係長 小中学校からの作品出品について、各学校にお願いをしたが、良い返事はいただけなかった。また、体育センターでニュースポーツ祭りをあわせて行うため、展示スペースが以前より小さくなっています。県外からのバス送迎については、文化スポーツ課で分担して行うが、県外からの送迎バスは文化祭と花火大会の両方が見ることのできる、初日のみの行程と聞いています。

末委員 舗装の未修繕区間が残っているが、安全確保はどう考えているか。

産業建設課長 工事を発注している上下水道課との協議を行い、文化祭に極力間に合わせるよう努力するとの返事をもらっている。

安部委員 ゆるキャラの出演を手配できないか。

商工観光係長 文化祭執行委員会に提案があったことを伝えます。

議長(島尾会長) 小高区復興文化祭については終了します。

【休憩 14:32 ~ 14:42】

(2) その他

福崎委員 蛭沢地区の仮設焼却施設の進捗はどうなっているか。

小高区役所長 環境省で、水質検査結果を報告し、水質に問題がない旨を報告した。本日の夜に協議会を立ち上げ、話し合いを行うこととなっています。

福崎委員 仮設焼却施設の協議の見通しについて。

小高区役所長 協議がまとまり、着工から完成まで10ヶ月は掛かるので、一日も早く、地元と協議がまとまれば良いと考えています。

福崎委員 地震・津波の倒壊家屋の片付けの進捗について。

小高区役所長 現時点で、取り壊し済が全体の20%を下回る状況です。現在、南相馬市の原町区の一部を含む、警戒区域内の受付数が900を超えていますが、そのうち、今年中に取り壊しを完了するのが130棟の予定です。がれき置き場が確保できていないことと、焼却施設が無いため遅れが生じています。

福崎委員 除染とあわせて遅れを感じている。山側の除染の進行状況はどうなっているか。

小高区役所長 4地区は契約を終わっており、工事を発注しております。除染については、10月中に、生活圏の住宅の除染に取りかかると聞いています。

庶務係長 高線量地区を含む6行政区の除染については、4行政区が工事発注済であり、残る羽倉と大富は、地元と候補地について協議中です。

末委員 その他の地区はどうなっているか。

庶務係長 それぞれ、候補地について行政区長と協議を行っているところです。場所が決まりましたら、地域協議会へ報告をいたします。

福崎委員 次回の地域協議会はいつごろ予定しているのか。

庶務係長 11月後半で行うことを予定しており、日程については別途お知らせします。

後藤委員 原発事故子ども・被災者支援法について、市としての対応をお聞きしたい。

地域振興課長 原発事故子ども・被災者支援法の所管部署に確認します。

議長（島尾会長） 年末の特別宿泊に向けてのごみ収集について、例えば布団などの粗大ごみの収集方法はどうか。

市民福祉課長 小高区内のごみの収集については、地域ごと、燃えるもの、家電、粗大ごみなど、ごみの種別ごとに日程を分けております。燃えるものをクリーンセンターに搬出するのは1日10トン以内となっています。小高区内のごみ収集については、あぶくま環境協業組合が環境省と委託契約を結んで行っています。お住まいの地区が収集の順番となりましたら各家庭に通知を出しています。一般に収集できないようなものは、電話やFAXで収集の申込みをしていただき、各家庭まで行って収集をしています。ごみが外にあると、地域外からごみが持ち込

まれてしまうため、できるだけ短期間に収集ができるようにしています。現在、旧国道から海側までが収集の対象区域になっています。旧国道から山側は、神山と大富が屋内の片付けごみだけが収集の対象となっています。家電、粗大ごみ等の処理が遅れていますが、家電については新たに用地を確保して進めています。民間業者のがれき置き場を借用するなど、早く収集するための手段は尽くしていますが、がれき置き場が確保できていないなどで遅れています。

山澤委員 ごみ収集は始まっているが、既にカラスがつついてごみがあふれている。

市民福祉課長 できるだけ短期間に収集を終わらせるようにしています。

山澤委員 1つの業者だけでは、収集が進まないのではないか。

市民福祉課長 環境省との契約は1社となっていますが、ほかの業者の協力も受けて、それなりの台数は確保しています。

末委員 大富以外の西部地区はまだ収集がはじまっていないがいつごろになるのか。

市民福祉課長 屋内の片付けごみについては、年内には、未収集地区が無くなるように進めています。

議長（島尾会長） 今、屋外に出ているごみはいつ収集されるのか。収集をしてもらうには、どこに連絡したら良いのか。

末委員 ベッドなどが放置されている。

市民福祉課長 市民福祉課か、環境省の浜通り北支所、あるいは、あぶくま環境協業組合へ連絡ください。

末委員 小屋木などでは、地域のごみ集積場の中にごみを入れたまま、鍵を掛けていますが、いつ収集になりますか。

市民福祉課長 その地域の順番がきたところで収集します。

議長（島尾会長） 配布された文書を見ると、指定された集積所に置けば業者が収集しますとあったが、1ヶ月以上ごみが放置されている集積所がある。月何回などと収集日を決めれば良いのではないか。

市民福祉課長 地区ごとに日程を決めて収集を行っているが、山側などで、まだ収集が始まっていないところもあるので、全体が一巡するまでは、月1回程度の収集になります。

議長（島尾会長） 山盛りになっているようなところは、市に連絡をすれば対処してもらえるか。

市民福祉課長 はい。

6. 閉 会

議長（島尾会長）

以上で本日の会議は終了する。（午後3時15分終了）

以上のとおり相違ありません。

会 長 島 尾 清 助

会議録署名人 一 條 嘉 明

会議録署名人 安 部 あきこ